

3 水道事業における環境保全対策

3-1 環境保全対策の基本方針

1章、2章のとおり、水道事業を取り巻く環境を踏まえ、水道事業が環境に与える負荷を勘案して、水道事業における環境保全対策として、以下の分野について水道事業者として取り組むことが求められる。

① 公害防止

水道事業が環境に与える負荷を低減するため、水質汚濁防止、化学物質の適正管理、その他公害防止など関連法令を遵守しなければならない。

② 省エネルギー（地球環境保全）

省エネルギー対策や、石油代替エネルギーの利用促進に関する制度が整備されつつあり、これらのエネルギー関連法制度の対象とならない中小の事業にあっても、資源消費や環境負荷の少ない環境効率性・経済効率性のよい水道システムへの変革を行うことが求められている。施設更新等にあわせ、エネルギー消費の少ない施設やシステムを整備していくとともに、水道施設は水の有する位置エネルギー、熱エネルギー等を利用することができる施設でもあることにも着目し、他の分野とも協調・調整を図りながら、社会システム全体で環境負荷を低減する方策の検討も推進することが望ましい。

③ 資源循環

浄水発生土や水道工事等で発生する土やコンクリート塊等を再利用することにより、効率的な資源利用、廃棄物減量化リサイクル等を推進する。

④ 健全な水循環

水道事業は、循環資源である水を利用する事業であり、水循環系が健全に機能していることに依存して成立している。漏水防止等による有効率の向上、老朽施設の計画的な更新等、用途間転用、取水・排水位置の適正化上流取水による水道システムの再構築、地下水利用から水道水利用への転換などを必要に応じて進めることが望ましい。

⑤ 環境管理

地球環境問題に対応するため、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていく必要があり、環境評価活動プログラム、環境マネジメントシステムなどのツールを活用し、自主的かつ積極的に環境保全に取り組んでいくことが望ましい。

⑥ 研究開発

水道事業における環境保全対策に関する研究開発を積極的に行うことが望ましい。

⑦ 社会活動

自然保護、緑化等の環境改善対策、地域住民の環境活動に対する支援等、環境情報の公表・環境公告などを通じて関係各機関や民間企業、流域住民とも積極的に連携していくことが望ましい。